

## 親鸞聖人御誕生 850年・立教開宗 800年慶讃法要 参加者見舞金補償規程

### 第1条（目的）

本規程は、浄土真宗本願寺派（以下、「宗派」）が行う親鸞聖人御誕生 850年・立教開宗 800年慶讃法要に参加する者が、法要参加中に、傷害や疾病により死亡または傷害による医師の治療を受けることに対し、宗派が行う見舞金補償の内容を定めることにより、法要参加者の経済的損失の軽減を図ることを目的とします。

### 第2条（見舞金補償制度の実施）

見舞金補償制度は、宗派が損害保険会社と保険契約を締結することにより実施します。

### 第3条（見舞金補償制度の補償対象者）

見舞金補償制度の補償の対象となる者（以下、「補償対象者」）は、次の（1）または（2）のいずれかに該当する者としします。

- （1） 団体で法要参加者を募る方式により法要参加が手配された者のうち、宗派が作成、保管する名簿に記載された者。
- （2） 法要参加者のうち、個人の参加申込により宗派が作成、保管する名簿に記載された代表者およびその者と一緒に法要に参加する者。

### 第4条（見舞金補償責任期間）

見舞金補償制度の補償の対象となる期間（以下、「見舞金補償責任期間」）は、前条の（1）または（2）の補償対象者ごとに、次のとおりとします。

- （1） 前条（1）の補償対象者  
補償対象者が法要に参加するため事前に宗派に通知した行程のうち、所定の集合地に集合した時から所定の解散地で解散するまでの間。ただし、海外からの参加者については、入国審査完了後から出国審査手続き前までの間。
- （2） 前条（2）の補償対象者  
補償対象者が参加する法要の日において、別紙に定める法要エリアに滞在している間。ただし、宗派の定めた本山敷地内の集合地に集合した時から補償が開始されるものとしします。

### 第5条（定義）

本規程における用語の定義は、次の（1）から（4）までに掲げるとおりとします。

- （1） 法要  
親鸞聖人御誕生 850年・立教開宗 800年慶讃法要のうち、本山において行われる法要をいいます。

- (2) 法要参加者  
親鸞聖人御誕生 850 年・立教開宗 800 年慶讃法要に参加する者のうち、事前に宗派に通知があった者をいいます。
- (3) 傷害（ケガ）  
急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除く）を含みます。
- (4) 疾病（病気）  
傷害以外の身体の障害をいいます。

#### 第 6 条（見舞金補償制度適用事故）

見舞金補償制度が適用される事故は、次の（1）または（2）に掲げるとおりとします。

- (1) 傷害事故  
見舞金補償責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故をいいます。
- (2) 疾病事故  
次の①または②に該当することをいいます。
  - ① 疾病を原因として見舞金補償責任期間中に医師による治療を開始したこと。ただし、見舞金補償責任期間前において、補償対象者が見舞金補償責任期間中に医師の治療を受けることが決定していた場合を除きます。
  - ② 次に掲げるいずれかの疾病が見舞金補償責任期間中に突然発生したこと。
    - ア．心筋こうそく、急性心不全等の心臓疾患
    - イ．くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患
    - ウ．低体温症、日射病、熱射病（熱中症）または脱水症

#### 第 7 条（見舞金補償制度の適用除外）

前条の規定にかかわらず、次の（1）から（9）までに掲げる事由のいずれかによって生じた事故に対しては、見舞金を支払いません。

- (1) 補償対象者の故意
- (2) 補償対象者の親族の故意
- (3) 補償対象者の使用者または使用人の故意
- (4) 補償対象者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- (5) 補償対象者が次の①または②のいずれかに該当する間に生じた事故
  - ① 法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるもの）を持たないで自動車または原動機付自転車（以下「自動車等」）を運転している間
  - ② 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 65 条第 1 項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間

- (6) 補償対象者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます）
- (7) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態）
- (8) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (9) 放射線照射または放射能汚染による事故
- (10) 補償対象者の他覚症状のないむちうち症または腰痛
- (11) 補償対象者の治療目的以外の入院・通院
- (12) 補償対象者の精神障害

#### 第8条（葬祭費用見舞金の支払）

宗派は、補償対象者が第6条（見舞金補償制度適用事故）の傷害事故により身体に傷害を被った場合または同条の疾病事故の疾病により身体に障害を被った場合において、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて60日以内に死亡したときは、補償対象者の親族が葬祭費用を負担することによって被る損害に対して、別表Ⅰの葬祭費用見舞金額を限度としてその費用負担者に、葬祭費用見舞金を支払います。

#### 第9条（入院見舞一時金の支払）

- (1) 宗派は、被補償者が第6条（見舞金補償制度適用事故）の傷害事故により傷害を被ったとき、その直接の結果として、入院した場合は、被補償者1名につきその日数に応じて別表Ⅰに掲げる額を、入院見舞金として被補償者に支払います。ただし、見舞金の給付は、1名あたり1回に限ることとし、重複して入院見舞金を支払いません。
- (2) 宗派は、いかなる場合においても、傷害事故の日からその日を含めて60日を経過した後の期間における入院に対しては補償を行いません。

#### 第10条（通院見舞一時金の支払）

- (1) 宗派は、被補償者が第6条（見舞金補償制度適用事故）の傷害事故により傷害を被ったとき、その直接の結果として、通院した場合は、被補償者1名につきその日数に応じて別表Ⅰに掲げる額を、通院見舞金として被補償者に支払います。ただし、見舞金の給付は、1名あたり1回に限ることとし、重複して通院見舞金を支払いません。
- (2) 宗派は、いかなる場合においても、傷害事故の日からその日を含めて60日を経過した後の期間における通院に対しては補償を行いません。

#### 第11条（事故の報告義務）

- （1） 補償対象者または見舞金を受け取るべき者は、事故発生後、速やかに事故発生の状況および身体の障害の程度を宗派に報告しなければなりません。
- （2） 補償対象者または見舞金を受け取るべき者が宗派の認める正当な理由がなく、（1）の規定に違反した場合またはその報告について知っている事実を告げなかった場合もしくは不実のことを告げた場合は、宗派は、見舞金を支払いません。

#### 第12条（見舞金の請求）

- （1） 補償対象者または見舞金を受け取るべき者が、見舞金の支給を受けようとする場合は、別表Ⅱに掲げる書類のうち宗派が求めるものを提出しなければなりません。
- （2） 宗派は、別表Ⅱに掲げる書類以外の書類の提出を求めることができます。
- （3） 補償対象者または見舞金を受け取るべき者が、①または②の書類を提出しなかった場合または提出書類に知っている事実を記載しなかった場合もしくは不実の記載をした場合は、当宗派は、見舞金を支払いません。

#### 第13条（見舞金の支給方法）

宗派は、見舞金の支給について、以下のとおり行うこととします。

- （1） 葬祭費用見舞金  
宗派から支給します。
- （2） 入院見舞一時金・通院見舞一時金  
宗派から支給します。

#### 第14条（事故の判定）

宗派は、支払対象事故であるかどうかの判定について、第13条（見舞金補償制度の実施）に基づき保険契約を締結した損害保険会社に意見を求めることができるものとします。

#### 附 則

本規程は、令和5年3月22日から施行します。

<別表Ⅰ>

葬祭費用見舞金額		100万円
入院見舞一時金額	入院日数	
	1日～4日	1万円
	5日以上	2万円
通院見舞一時金額	通院日数	
	1日～4日	5千円
	5日以上	1万円

<別表Ⅱ>

見舞金請求書類

提出書類	見舞金の種類	葬祭費用	入院	通院
	1. 見舞金請求書		○	○
2. 宗派の定める状況報告書		○	○	○
3. 公の機関（やむを得ない場合には第三者）の事故証明書		○	○	○
4. 死亡診断書または死体検案書		○		
5. 補償対象者の遺族の戸籍謄本（葬祭費用を負担した遺族が分かるもの）		○		
6. 葬祭費用の支出を証明する書類		○		
7. 入院日及び入院日数が判明する病院または診療所の書類（病院の領収書等）		○	○	
8. 通院日及び通院日数が判明する病院または診療所の書類（病院の領収書等）		○		○

〔別紙〕

第4条（見舞金補償責任期間）の（2）に定める法要エリアは、次のとおりです。

1. 本山境内地（北境内地・聞法会館を含む）
2. 伝道院
3. 龍谷ミュージアム
4. 大谷本廟
5. 日野誕生院
6. 角坊

以 上